

橋下「維新」許さない

労組事務所めぐるたたかい

下

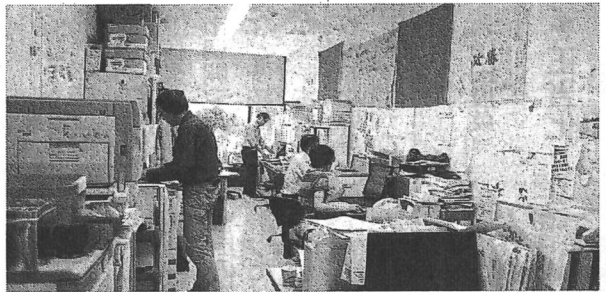
橋下徹氏が市長選で大阪市長になったのは2011年11月のこと。大阪府知事時代からの公務員バッシングを繰り返して、労働組合を敵視し、市民の声に耳を傾けようとはしませんでした。

内部通報が奨励され「どこでもドアがある。ドアを開ければ、そこに橋下市長がいる」といわれ、ぐちも冗談も言えないほど市職員は萎縮していました。

心ない仕打ち

12月、市長の就任時施政演説では、「職員が民意を語ることは許さない」「公務員の組合をのさばらせておく」と国が破たんする「なご」と発言。翌年4月、新入職員に対する辞令交付式で『答えなければ処分する』なんて。なぜこんな心ない

市労組と市労組連の事務所



仕打ちができるのか」と憤ります。

後出しじゃんけん

橋下市長は、組合事務所を庁舎内から追い出すために、退去を求める理由もコロコロと変えています。

憲法かけ裁判勝利を

民主主義への挑戦 全労連の井上久事務局長

橋下市長は「選挙に勝った何をやってもいい」と

地方自治を壊し、大企業を優遇する新しい収奪の体制づくりをすすめてきました。独裁的なやり方を押し

通すために、市職員に対して大弾圧をかけて恐怖政治を敷き、市民の権利や福祉を奪ってきました。今回の本民主主義への挑戦です。

前近代的といえる高裁判決を覆し、憲法をかけた裁判に勝利するために、私は全力でたたかう決意です。

そこで橋下市長がもちだしたのは、大阪市の労使関係条例でした。労使交渉の範囲を限定し、行政のあり方や予算、機構、人員配置など「管理運営事項」の交渉を禁止。さらに第12条で「労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は、行わないものとする」と規定し、組合事務所の退去の理由を後付けしました。

「最初はどこにかく『出て行け』だったのが、裁判の中で『庁舎内のスペースが足りない』に変わり、後出しじゃんけんのように労使関係条例をつくって退去を正当化しようとしたのです」(大阪市役所労働組合の田所賢治委員長)

しかし、裁判の審理の中で、逆にスペースには余裕があることが明らかとなりました。自治労連の猿橋均委員長

(おわり)